

第 3 編 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の状況

第 1 節 生活排水施設の現状

本市の令和 6 年度における生活排水処理の状況は、行政区域内人口 117,516 人のうち、116,623 人について、生活排水処理の適正処理がなされています。

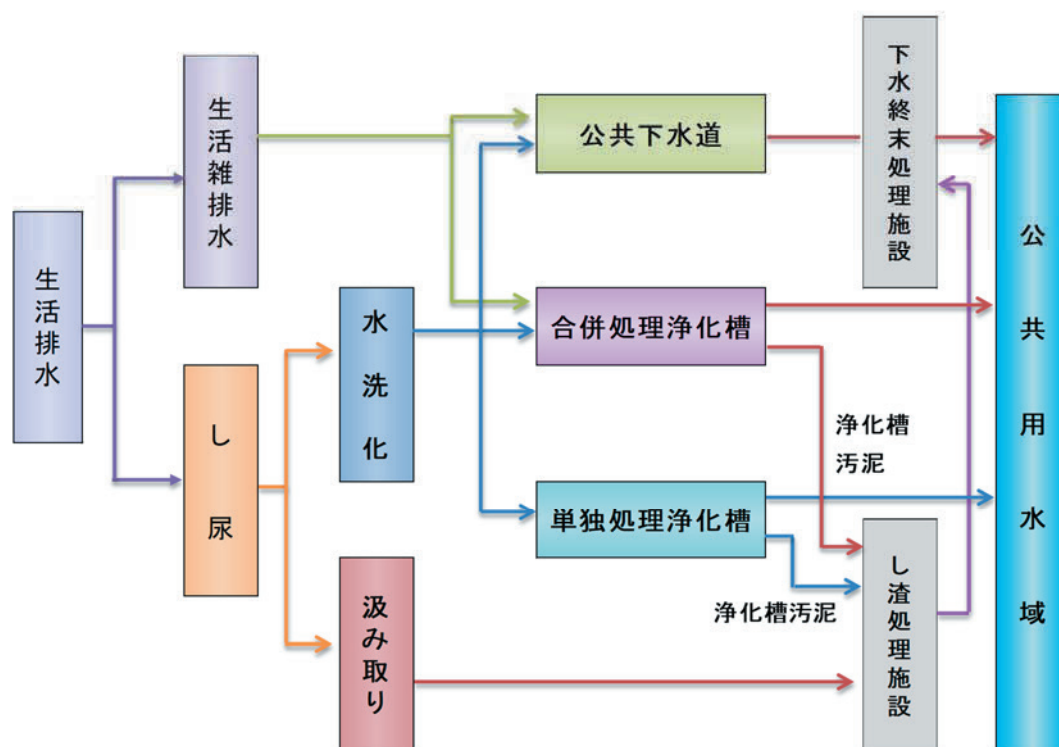
下水道普及率は、97%を超えている状況ですが、下水道処理区域となっていない市街化調整区域では、合併処理浄化槽の普及を図っています。

し尿及び浄化槽汚泥は、委託事業者または許可事業者が収集・運搬し、し渣処理施設へ搬入後、処理しています。

し渣処理施設では、1 日当たり 20 kℓの処理能力を有しており、運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、この施設で、不適物を取り除き、その後下水道汚水と合わせて処理されています。施設内は、し渣除去脱水装置と脱臭装置を設置していますが、耐用年数の経過にともない令和 6 年度から 7 年度にかけて、し渣除去脱水装置の更新工事を行っています。

なお、新篠津村のし尿及び浄化槽汚泥も一般廃棄物と同様に平成 18（2006）年 4 月から受入れしていますが、その処理量は年間約 700 kℓほどであり、江別市のし尿処理に支障はないことから、今後も受託を継続する予定となっています。

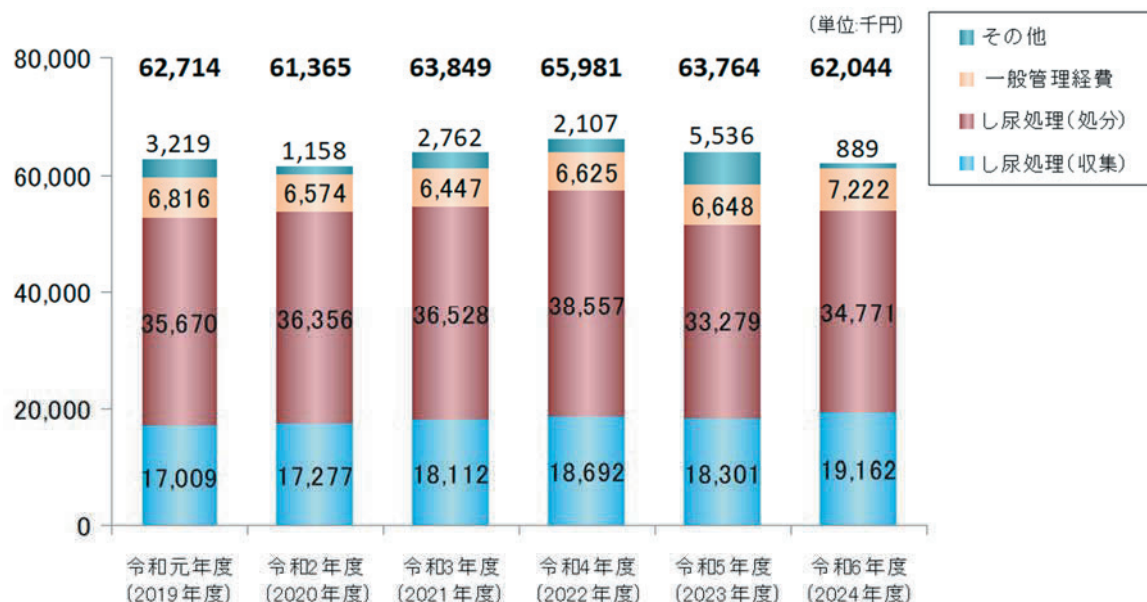
生活排水処理フロー図



第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支

1 し尿及び浄化槽汚泥処理の収支

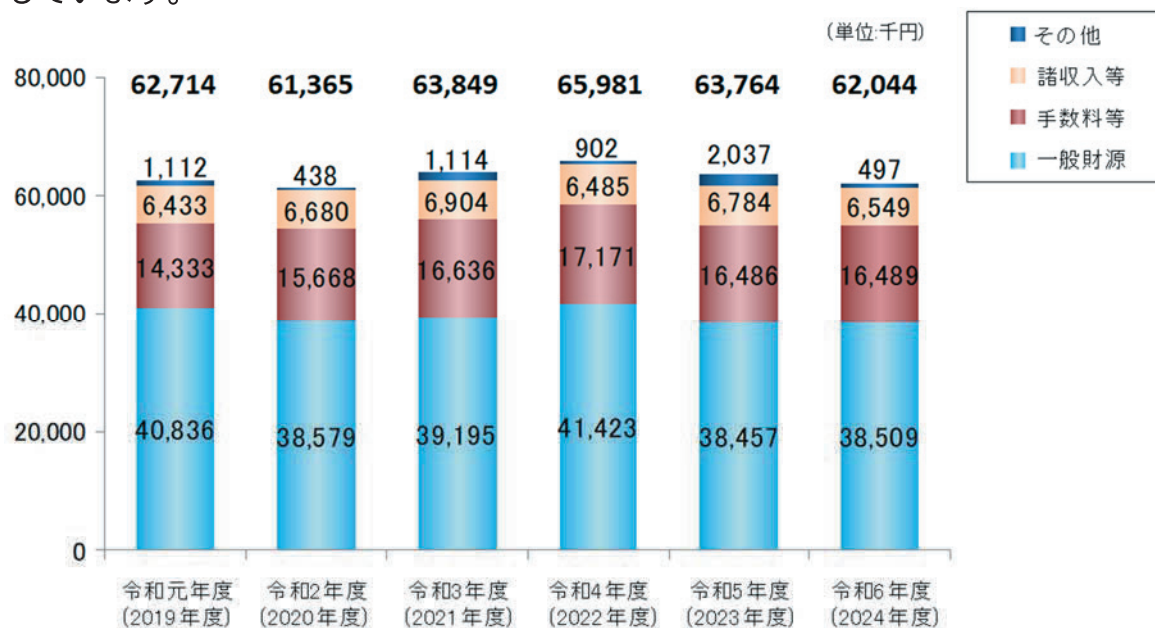
し尿及び浄化槽汚泥処理にかかる費用は、収集・運搬を委託する経費のほか、し尿や汚泥を処理するための施設の修繕費を含めた維持管理経費となっています。



し尿・浄化槽汚泥の処理原価の推移

2 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の財源の推移

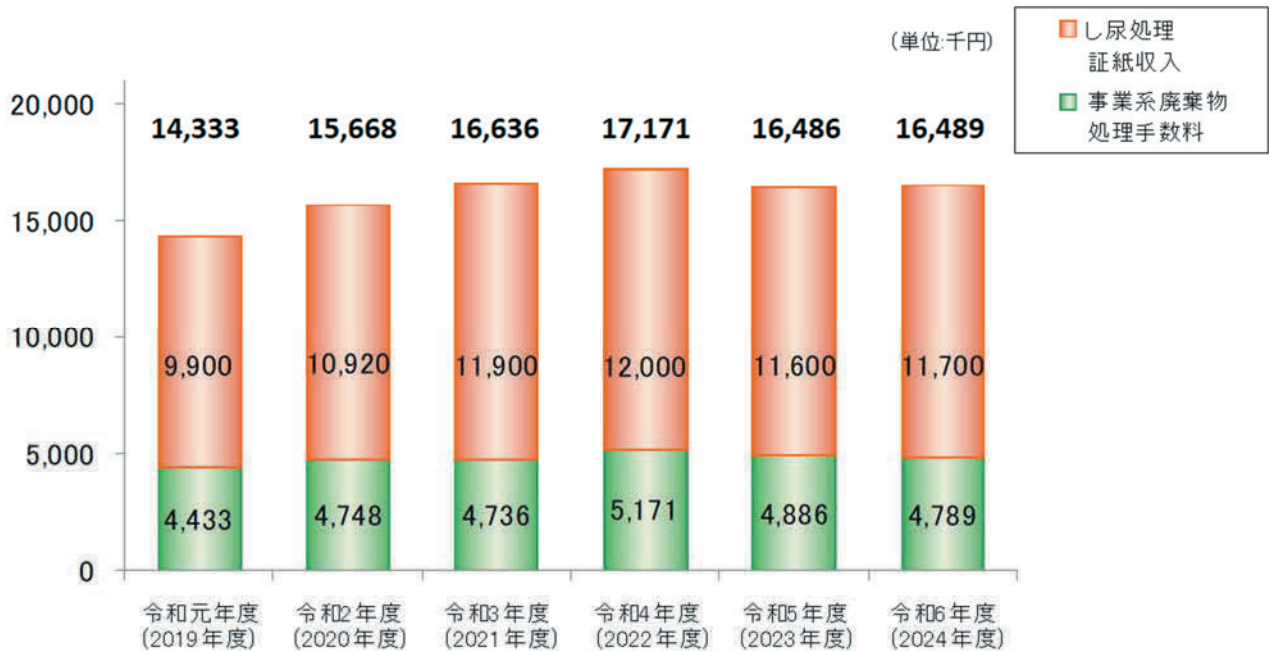
し尿及び浄化槽汚泥処理の財源は、一般財源で約 62.5%を補っており、独自財源は手数料や証紙収入、他団体負担金を合わせて約 37.5%で、それぞれの金額はほぼ横ばいで推移しています。



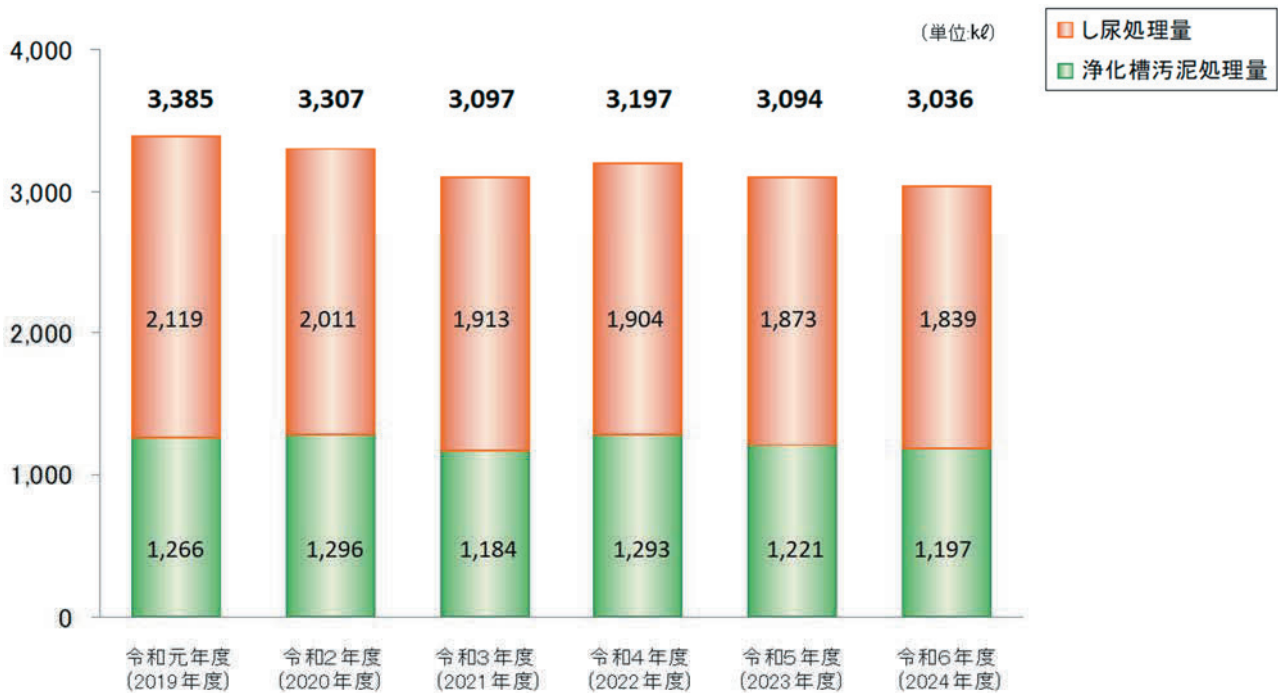
し尿・浄化槽汚泥の処理に充てられる財源の推移

3 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の独自財源

し尿処理及び浄化槽汚泥処理に関する独自財源には、し尿処理における証紙収入（120円/20ℓ）と事業系廃棄物（浄化槽汚泥）のし渣処理施設への搬入手数料（80円/20ℓ）があります。



し尿・浄化槽汚泥処理に関する独自財源の推移



し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

第 2 章 生活排水処理基本計画

1 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動などを通じて、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを生活排水処理の目標とします。

(2) 基本方針

自然環境の保全と生活排水による水質の汚濁を防止するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策を推進します。

市街化区域は公共下水道によることとし、市街化調整区域については、次の基本方針を定め具体的な施策を実施していきます。

- ① 水質汚濁を防止するため、本市における合併処理浄化槽の設置者を対象に、その設置費用の一部を補助することにより、合併処理浄化槽の普及を推進していきます。
- ② 単独処理浄化槽による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市街化区域に設置されているものについては、公共下水道への接続を、市街化調整区域に設置されているものについては、合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

2 生活排水の処理基本計画

(1) 処理の目標

基本方針に基づき、生活排水処理対策を進めることにより、水質汚濁を防止します。

① 水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の目標

目標年度の令和 12 年度における水洗化・生活雑排水処理人口を 111,598 人、生活排水処理率を 98.9%、合併処理浄化槽処理人口を 1,817 人に見直し、生活雑排水未処理人口を減少させます。

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の現状と目標

区 分	令和元年度 2019年度 (基準年度)	令和6年度 2024年度 (実績値)	令和12年度 2030年度 (目標年度)
行政区域内人口	119,409人	117,516人	112,840人
水洗化・生活雑排水処理人口	117,673人	116,233人	111,598人
下水道処理人口	115,907人	114,341人	109,781人
合併処理浄化槽処理人口	1,766人	1,892人	1,817人
水洗化・生活雑排水未処理（単独処理浄化槽）人口	642人	489人	473人
非水洗化（し尿）人口	1,094人	794人	769人
生活排水処理率	98.5%	98.9%	98.9%

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

② 合併処理浄化槽設置整備計画

目標年度における合併処理浄化槽処理人口を達成するため、その整備については、国庫補助事業を活用し、次のとおり計画します。また、国の補助基準の変更に合わせて、令和5年度より本市でも設置補助基準額を増額し、宅内配管工事と既存単独浄化槽撤去工事を補助対象として新設いたしました。

合併処理浄化槽の設置整備補助計画

設置整備計画区域	整備基数 ・ 整備人口	整備計画年度	概算事業費
本市行政区域内のうち 美原、篠津、八幡、上江別の一部 中島、豊幌の一部、江別太の一部 東野幌の一部、西野幌の一部、角山 元野幌の一部、大麻の一部、文京台の一部	整備基数 100基 整備人口 680人	令和3年度 2021年度 ～ 令和12年度 2030年度	80,504千円

(2) し尿及び汚泥の処理目標

し尿及び汚泥の収集・運搬については、衛生的で快適な生活環境を維持する上で必要な行政サービスであることから、今後においても継続して実施するとともに合併処理浄化槽の設置普及を図り、目標年度における排出量を合計で2,947kℓに見直します。

し尿及び汚泥の処理量の現状と目標

区 分	令和元年度 2019年度 (基準年度)	令和6年度 2024年度 (実績値)	令和12年度 2030年度 (目標年度)
汲み取りし尿	2,119 kℓ	1,839 kℓ	1,768 kℓ
単独処理浄化槽汚泥	1,266 kℓ	1,197 kℓ	1,179 kℓ
合併処理浄化槽汚泥			
合計	3,385 kℓ	3,036 kℓ	2,947 kℓ

※各排出量は、1人1日当たりの排出量を汲み取りし尿6.30ℓ、浄化槽汚泥1.41ℓとして計算した。